

- 組合会の報告
- 組合からのお知らせ
- 理事長 山本 哲朗
- 平成30年度国保保険料
- 産前産後休業中の保険料の免除
- 健康診断のご案内
- 市民マラソン等参加費の一部助成
- 平成30年度歳入歳出予算
- 規約の一部改正
- インフルエンザ予防接種補助金の改定
- 健康ウォークのアンケート

組合会のご報告



神奈川県薬剤師国民健康保険組合
 理事長 山本 哲朗

陽春の候、組合員の皆様には、日頃から組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、国保制度を取り巻く状況ですが、急速な少子高齢化が進む中、持続可能な医療保険制度を構築する一環として、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うことになっています。一方、国保組合については、個々の組合の財政力に応じて補助金の補助率が段階的に削減されており、財政面で大きな影響を受けることとなります。

さて、平成30年度の事業計画並びに歳入歳出予算等を主要議題とする第117回組合会を3月17日に開催し、原案どおりご承認いただきました。平成30年度は次の基本方針を掲げ、事業運営に当たって参りたいと考えております。①健全な財政運営と安定した事業運営に努める。②組合員資格の適正な管理に努める。③個人番号等個人情報の適正利用と安全管理に努める。④適正で透明な会計業務と効率的な業務の執行に努める。また、平成30年度はマイナンバーによる税情報との情報連携も始まりますので、セキュリティの確保には万全を期したいと考えております。

事業の主な変更点として2点ございます。1点目は、組合規約を改正し、平成30年10月から産前産後休業中の組合員の保険料について、健康保険の例に倣い当該組合員の保険料を免除させていただくことになりました。具体的には、一旦、保険料をお支払いいただき、産前産後休業期間終了後に事業主の申出により還付させていただくことになります。2点目は、インフルエンザ予防接種補助金を現行の1,000円から1,500円に増額させていただきました。

歳入歳出予算については、平成29年度の決算見込等を踏まえ、保険料は据え置いておりますが、予算総額は前年度比4.2%増の15億8,455万3千円を計上しており、若干余裕のある予算となっています。主な要因としては、保険給付費が前年度に引き続き減少しているため、平成30年度の繰越金として約3億円を計上していることによります。しかし、今後は国庫支出金の補助率の削減や補助率の低い特定被保険者の増加により財政的に一段と厳しくなることが予想されます。今後も中長期的な展望に立った安定した事業運営に努めて参りますので、組合員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

組合からのお知らせ

平成 30 年度の国民健康保険料は、次のとおりです。(平成 29 年度と同額です。)

• 第 1 種組合員 (事業主)	月額	29,400 円	{ 医療保険料 25,000 円 + 後期高齢者支援金等 4,400 円 }
• 第 2 種組合員 (薬剤師従業員)	月額	23,400 円	{ 医療保険料 19,000 円 + 後期高齢者支援金等 4,400 円 }
• 第 3 種組合員 (非薬剤師従業員)	月額	19,400 円	{ 医療保険料 15,000 円 + 後期高齢者支援金等 4,400 円 }
• 第 4 種組合員 (75 歳以上組合員)	月額	1,000 円	
• 家族	18 歳以上 (※ 1) 月額	11,400 円	{ 医療保険料 (※ 1) 7,000 円 + 後期高齢者支援金等 4,400 円 }
	18 歳未満 (※ 2) 月額	9,400 円	{ 医療保険料 (※ 2) 5,000 円 + 後期高齢者支援金等 4,400 円 }
	(※ 1) 18 歳に達した日以後の最初の 4 月分から (※ 2) 18 歳に達した日以後の最初の 3 月分まで		
* 介護保険料 (40 歳以上 65 歳未満)	月額	5,100 円	

平成 30 年度歳入歳出予算総括表

【歳入】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 国民健康保険料	1,032,494	1,075,829	△ 43,335	96.0%
2 使用料及び手数料	10	10	0	100.0%
3 国庫支出金	173,828	188,490	△ 14,662	92.2%
4 前期高齢者交付金	2	2	0	100.0%
5 県支出金	1	1	0	100.0%
6 市支出金	700	700	0	100.0%
7 共同事業交付金	10,000	13,000	△ 3,000	76.9%
8 財産収入	145	141	4	102.8%
9 繰入金	4	4	0	100.0%
10 繰越金	366,357	242,118	124,239	151.3%
11 諸収入	1,012	442	570	229.0%
歳入合計	1,584,553	1,520,737	63,816	104.2%

【歳出】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 組合会費	1,013	1,010	3	100.3%
2 総務費	87,421	80,362	7,059	108.8%
3 保険給付費	718,070	759,470	△ 41,400	94.5%
4 後期高齢者支援金等	254,020	245,520	8,500	103.5%
5 前期高齢者納付金等	134,020	115,520	18,500	116.0%
6 老人保健拠出金	-	50	△ 50	-
7 介護納付金	142,000	143,000	△ 1,000	99.3%
8 共同事業拠出金等	36,036	34,021	2,015	105.9%
9 保健事業費	48,528	45,399	3,129	106.9%
10 積立金	145	141	4	102.8%
11 諸支出金	33,500	22,500	11,000	148.9%
12 予備費	129,800	73,744	56,056	176.0%
歳出合計	1,584,553	1,520,737	63,816	104.2%

平成30年
10月から

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

組合員が産前産後休業を取得し、産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産(※1)を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料を、事業主の申出により免除します。産前産後休業期間中における給与が、有給・無給であるかは問いません。

※1 出産とは、妊娠85日(4か月)以後の分娩で、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含みます。



対象になる方

平成30年10月31日以降に産前産後休業が終了となる組合員(出産日が平成30年9月5日以降の組合員)

免除になる期間

平成30年10月分以降の保険料が免除の対象となります。

免除期間は、産前産後休業を開始した月から終了した日の翌日の属する月の前月までです。

例) 7/26産前休業開始 9/5 出産 10/31産後休業終了⇒10月分免除

(平成30年9月以前に産休を取得していても、免除となるのは平成30年10月分以降です。)

10/1 産前休業開始 11/11 出産 1/6 産後休業終了⇒10月分～12月分免除

10/27産前休業開始 12/7 出産 2/1 産後休業終了⇒10月分～1月分免除

申請の方法

産前産後休業終了後、所定の申請用紙に必要事項を記入し、産前産後休業を取得していたことのわかる書類(※2)を添付して、事業主経由で組合に申請してください。

※2 法人事業所の場合は厚生年金保険 産前産後休業変更(終了)届の写し等、個人事業所の場合はタイムカードの写し等

申請期限

産前休業を開始した月から2年間

○ 制度の詳細につきましては、平成30年8月発行の『神薬国保112号』でお知らせいたします。

規約改正の公告

【公示】

神奈川県薬剤師国民健康保険組規約の一部を改正する規約

神奈川県薬剤師国民健康保険組規約(昭和36年2月1日)の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

(保険料の徴収の特例)

第23条の2 産前産後休業をしている組合員が使用される事業所の事業主が、組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該組合員に関する保険料を徴収しない。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

以上、平成30年3月17日開催の第117回組合会において承認されたので、国民健康保険法施行令第8条第2項の規定により公告します。

健康診断のご案内

昨年度は健康診断を受診されましたか？

今年度も健康診断の補助を行いますので日々の健康維持・管理のために是非ご活用ください。40歳～74歳の特定健診該当者の方には、6月上旬に「健康診断受診券」を送付します。契約健診機関は、受診券と一緒に送りする冊子または、組合ホームページをご覧ください。補助の詳細は下記のとおりです。

健康診断補助制度について

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断・人間ドック・PET健診 (年度内いずれか一つ)(特定健診の項目を含むもの)	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断・人間ドック・PET健診(年度内いずれか一つ)	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック (年度内に一回)(MRI・MRAの両方含むもの)	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査(年度内に一回)	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。 ※上記以外のオプションは補助の対象外です。
※対象年齢は、年度内(H30.4～H31.3)にその年齢に達する方です。

【組合ホームページでの契約健診機関の確認方法】

トップページ右下のご案内から、一覧表を確認することができます。

The screenshot shows a website interface with three main navigation menus on the left: '70歳以上の医療' (Medical services for those aged 70 and over), '保健事業' (Welfare activities), and '申請書類ダウンロード' (Download application forms). The central area displays a list of notices under the heading 'お知らせ' (Notice). A green arrow points to the notice dated '2018.01.25' regarding a health check-up. To the right, there are additional menu items like '異動時の手続きについて' (About procedures during transfers) and 'よくあるご質問' (Frequently asked questions).

■ インフルエンザ予防接種補助金について

インフルエンザ予防接種補助金を、平成30年度から1,500円に改定しました。
(平成30年10月～平成31年2月末までに実施したもの)

■ 市民マラソン参加費の助成について

平成30年1月から12月の市民マラソンの参加費の一部を助成します。
補助金の年間上限は5,000円です。申請期間は平成31年1月から3月末日まで、申請書のほか、領収書又はタイム証明書など参加したことがわかるものが必要になります。



健康ウォークへのご意見・ご要望をお寄せください。

毎年実施している、健康ウォーク事業につきましてご意見・ご要望をお寄せください。
実施してほしい場所や時期等をメール(kyokokuho@mail.kpa.or.jp)で募集しています。
ご意見・ご要望は、今後の健康ウォークの参考にさせていただきます。